

平成26年3月31日

規則第248号

京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(管理不全状態)

第2条 条例第2条第2号に規定する別に定める状態は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる状態のいずれかに該当するものとする。

(軽微な措置)

第3条 条例第20条に規定する別に定める軽微な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 開放されている窓その他の開口部の閉鎖
- (2) 開放されている門扉の閉鎖
- (3) 外壁又は柵、塀その他の敷地を囲む工作物の著しく破損した部分の養生（簡易なものに限る。）
- (4) 草刈り
- (5) 樹木の枝打ち
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらと同程度の措置で市長が必要と認めるもの

(協議会の会長)

第4条 京都市空き家等対策協議会（以下「協議会」という。）に会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の招集及び議事)

第5条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの協議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(協議会の庶務)

第6条 協議会の庶務は、都市計画局において行う。

(協議会に関する補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(身分証明書)

第8条 条例第19条第3項(条例第20条において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書の様式は、第1号様式とする。

- 2 条例第29条第3項に規定する身分を示す証明書の様式は、第2号様式とする。
- 3 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)第9条第4項に規定する身分を示す証明書の様式は、第3号様式とする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、法及び条例の施行に関し必要な事項は、都市計画局長が定める。

附 則

この規則は平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月22日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区分		状態	
1	条例第2条第2号アに該当する状態	建築物全体	1以上の階が傾斜している。
		屋根	崩落している。
			屋根ふき材が脱落し、剥離し、又はずれている。
			軒、ひさし又はけらばが腐食し、又は腐朽している。
			軒又はひさしの大部分が垂れ下がっている。
		外壁及び開口部	外壁が崩落している。
			外壁の仕上材料に脱落、剥離、破損、変形等が生じている。
			戸、窓その他の開口部に腐食、腐朽、破損、変形等が生じている。
		建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分	腐食、腐朽、破損、変形等が生じている。
		室外機、給湯器、看板その他の建築物に付属する工作物	脱落、剥離、破損、変形等が生じ、又は傾斜している。
門、塀、柵、擁壁その他の敷地を囲む工作物	傾斜し、若しくは崩落し、又は亀裂、破損等が生じている。		
樹木（低木を除く。）	幹が腐朽し、又は破損している。		
	幹が土地に定着していない。		
2	条例第2条第2号イに該当する状態	建築物	石綿その他の人の健康に係る被害を生じ、又は発散するおそれがある物質の粉じんが飛散し、又は発散するおそれがある。

		建築物及びその敷地	<p>廃棄物その他の物が堆積し,又は散乱していることにより臭気を発散している。</p> <p>ねずみ、蚊、はえその他の動物のふん尿,死体その他の汚物又は廃物が散乱している。</p>
		浄化槽その他の汚水又は汚物を処理するための建築設備	汚水又は汚物が流出し,又は臭気を発散している。
3	条例第2条第2号ウに該当する状態	屋根,外壁その他の建築物の外観を構成する部分及び建築物の敷地のうち,道路,公園,広場その他の公共の用に供する空地又は隣地(以下「公共用空地等」という。)から視認することができる部分	<p>汚損,腐食,腐朽,剥離又は破損が生じている。</p> <p>樹木,雑草等が当該部分を覆っている。</p> <p>廃棄物その他の物が堆積し,又は散乱している。</p>
		一時的に設置する足場,養生のための資材その他の建築物を覆う仮設の資材のうち,公共用空地等から視認することができる部分	<p>汚損,腐食,腐朽又は破損が生じている。</p> <p>当該資材を通常必要とする期間を超えて設置されている。</p>
4	条例第2条第2号エに該当する状態	建築物及びその敷地	ねずみ、蚊、はえその他の動物が多数生息し,又は発生している。
		外壁及び開口部	<p>人が侵入することの可能な大きさの戸,窓その他の開口部が常時開放されている。</p> <p>外壁に人が侵入することの可能な大きさの穴,亀裂等が生じている。</p>

	門，塀，柵，擁壁その他の敷地を囲む工作物	人が侵入することの可能な大きさの穴，亀裂等が生じている。
	建築物の敷地	敷地内の土砂が大量に流出している。
	樹木，雑草等	樹木（かん木を除く。）が繁茂し，倒伏し，又は傾斜することにより敷地の境界を越えている。
		落葉，落枝等が大量に散乱している。
		かん木，雑草等が繁茂することにより敷地の境界を越えている。
		かん木，雑草等が敷地の全体にわたって繁茂している。

備考1 「低木」とは，高さがおおむね2メートル以下である樹木をいう。

2 「かん木」とは，高さがおおむね50センチメートル以下である樹木をいう。

第1号様式(第8条関係)

		第 号
身 分 証 明 書		
所 属 職 名 氏 名		<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">写真</p> </div>
		年 月 日生
<p>上記の者は，京都市空き家等の活用，適正管理等に関する条例第19条第1項の規定により緊急安全措置を行い，又は同条例第20条の規定により軽微な措置を行う職員であることを証明します。</p>		
年 月 日		京都市長 印

第2号様式(第8条関係)

		身 分 証 明 書		第	号
所 属	氏 名			写 真	
職 名	氏 名				
氏 名	氏 名			年 月 日生	
上記の者は、京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例第29条第1項の規定により立入調査又は質問を行う職員であることを証明します。					
		年 月 日	京都市長		印

第3号様式(第8条関係)

		身 分 証 明 書		第	号
所 属	氏 名			写 真	
職 名	氏 名				
氏 名	氏 名			年 月 日生	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定により立入調査を行う職員であることを証明します。					
		年 月 日	京都市長		印